

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

「トラック物流2024年問題」

に関するオンライン説明会【第18回】開催

開催日時：令和7年1月24日(金) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートページ

開催の都度、物流改善に向けたアンケートを実施しています。是非ご協力ください。



(ご提供している情報(一部))

- ・改正物流効率化法、貨物自動車運送事業法施行に向けた検討状況
 - ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
 - ・トラック運送の原価計算、価格交渉(運賃交渉)ノウハウ・事例紹介
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！**

直接参加用

二次元バーコード

(今月のNEWS) 公取が独禁法「物流特殊指定」に基づく警告を発出！

(株)イトーキに対する警告について

令和6年11月28日



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会は、(株)イトーキに対し、次のとおり、警告を行った。本件は、(株)イトーキが、独占禁止法第19条(特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法(平成16年公正取引委員会告示第1号。以下「物流特殊指定」という。))第1項第6号(不当な経済上の利益の提供要請))の規定に違反するおそれがある行為を行っているものである。

1. 警告の相手方

法人番号	9120001014301	代表者	代表取締役 湊 宏司
名称	株式会社イトーキ	事業の概要	オフィス家具の製造販売等
所在地	大阪市中央区淡路町一丁目6番11号	資本金	73億5170万9456円

2. 警告の概要(抜粋)

- イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務を委託する物流事業者(以下「本件物流事業者」という。)(注1)に対して、以下を無償で行わせている疑いがある。
 - 時間外費(注2)の対象を納品場所での業務に要した時間に限ることにより、納品場所以外での業務
 - 本件運送業務に係る特定の附帯業務(注3)

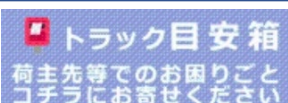
(注1) 物流特殊指定の備考第2項に規定する特定物流事業者に該当する事業者をいう。
 (注2) 基礎作業時間を超えて行われた業務に支払われる加算額をいう。
 (注3) 本件物流事業者が、オフィス家具を車両に積み込む業務及びオフィス家具の梱包材等の残材を引き渡す業務をいう。
- イトーキの前記(1)の行為は、物流特殊指定第1項第6号に該当し独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、イトーキに対し、前記(1)の行為を取りやめ、今後、当該行為と同様の行為を行わないよう警告した。
- なお、本件審査の過程において、イトーキから、本件物流事業者に無償で行わせていた役務に対する対価を過去に遡って支払うこと、本件物流事業者との取引条件を見直して書面により明確化することなどの措置を講じる旨の申出があった。

「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等の通報は
目安箱まで。



中国運輸局HP



専用ハネ(イメージ)